

# 裾野市公共施設等総合管理計画

平成28年8月

裾 野 市

# 目 次

はじめに	2
第1章 本計画の位置づけ	3
1 背景と目的	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 対象範囲	4
第2章 裾野市を取り巻く社会的状況	5
1 人口推移	5
2 財政状況	8
3 人口と財政の現状から見える課題	11
第3章 公共施設等の現状と課題	12
1 公共建築物の現状	12
2 インフラ資産の現状	16
3 中長期的な公共施設等の維持管理費用	20
4 公共施設等の管理運営上の課題	24
第4章 公共施設等マネジメントの基本方針	26
1 基本理念	26
2 基本方針	26
3 具体的な取り組み	27
4 推進体制の整備	30

## はじめに

我が国においては、都市化の進展や経済成長とともに、昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に整備された公共建築物が今後一斉に大規模改修や建て替えの時期を迎えることとなり、インフラ資産を含めた老朽化対策が大きな課題となっています。多くの公共建築物やインフラ資産（以下「公共施設等」といいます。）を抱える地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等によって公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。それを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、大規模改修・建て替え・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、より適正な配置を実現することが必要となっています。

2012（平成 24）年 12 月に中央自動車道笹子トンネルにおいて、天井板落下事故が発生し、公共施設等の維持管理の重要性がクローズアップされました。この事故を契機に、社会資本の老朽化対策による安全・安心の確保を重要な施設課題とし、公共施設等を安全に維持管理することが必要であることが強く認識されました。

裾野市では、後世にわたって持続可能な行政サービスを提供していくために、公共施設等や市を取り巻く現状、将来にわたる見通し・課題を把握、分析し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することを目的として、本計画を策定しました。今後、本計画の基本方針に基づき、公共施設等のマネジメントを推進していきます。

平成 28 年 8 月 1 日

裾野市長 高 村 謙 二

## 第1章 本計画の位置づけ

### 1 背景と目的

裾野市では企業の集積が進み、人口が急速に増加した昭和40年代以降に多くの公共施設等を建設、整備してきました。

しかし、少子高齢化社会の進展や急速な人口減少を迎える中、公共施設等は今後老朽化によって、大規模改修や建て替えの時期が集中することが予想されています。

また、費用面では、公共建築物の維持管理費に加えて、大規模改修や建て替えに多額の費用が必要となります。

その一方で、公共施設等の新設及び維持管理に充てられる財源は、財政推計上減少することが予測されています。

そこで、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うことを目的として、本計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

これを受けて、2014（平成26）年4月に、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請を行いました。

以上の国の動向を踏まえ、総務省の要請における計画として、本計画を位置づけるものとします。

市の行政施策の指針である「裾野市総合計画」の理念に則した計画とし、今後策定する施設ごとの個別施設計画の上位計画として位置づけます。

さらに、既に策定されているインフラ長寿命化計画との整合を図ります。

### 3 計画期間

2016（平成28）年度から2045（平成57）年度までの30年間としますが、長期にわたる計画であることから、5年に一度、見直しを図ります。

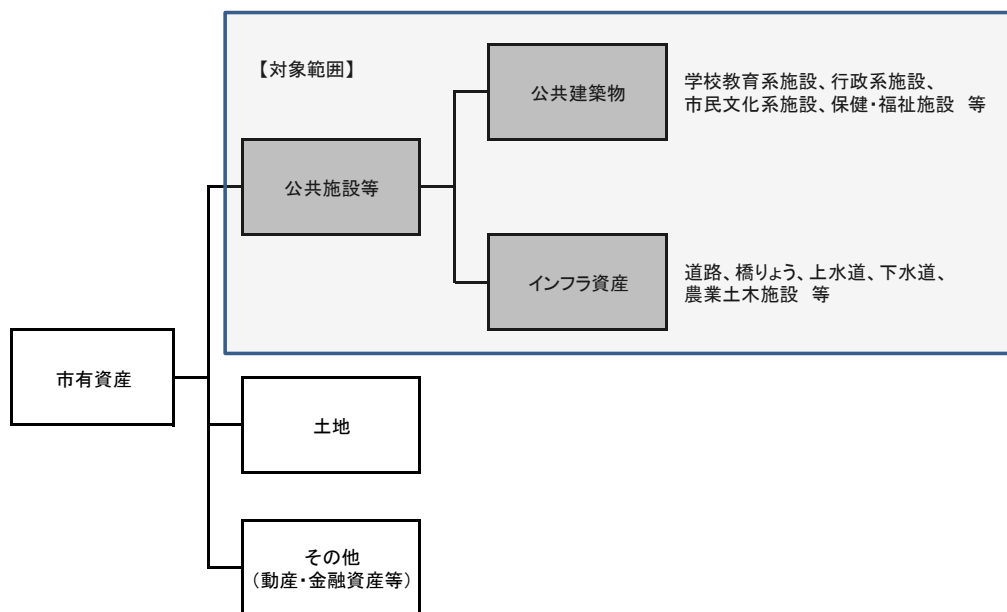
ただし、これ以外にも、社会情勢等の変化等に対応して、必要に応じて適宜見直すものとします。

#### 4 対象範囲

市が保有する学校教育系施設や行政系施設等の「公共建築物」及び、道路や橋りょう等の「インフラ資産」を対象とします。

本計画では公共建築物とインフラ資産をあわせて「公共施設等」といいます。

【図表 1 本計画の対象範囲】



## 第2章 裾野市を取り巻く社会的状況

### 1 人口推移

国勢調査に基づく裾野市の人口は、1950（昭和 35）年には 22,072 人でしたが、昭和 30 年代後半から企業集積が進み、経済が活性化した影響を受けて人口増加の一途を辿り、2010（平成 22）年には 54,546 人まで増加しました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」（2013 年 3 月推計）によると、裾野市の人口は 2020（平成 32）年以後は減少に転じ、2040（平成 52）年には 50,557 人になると推計されており、人口減少局面に入っています。

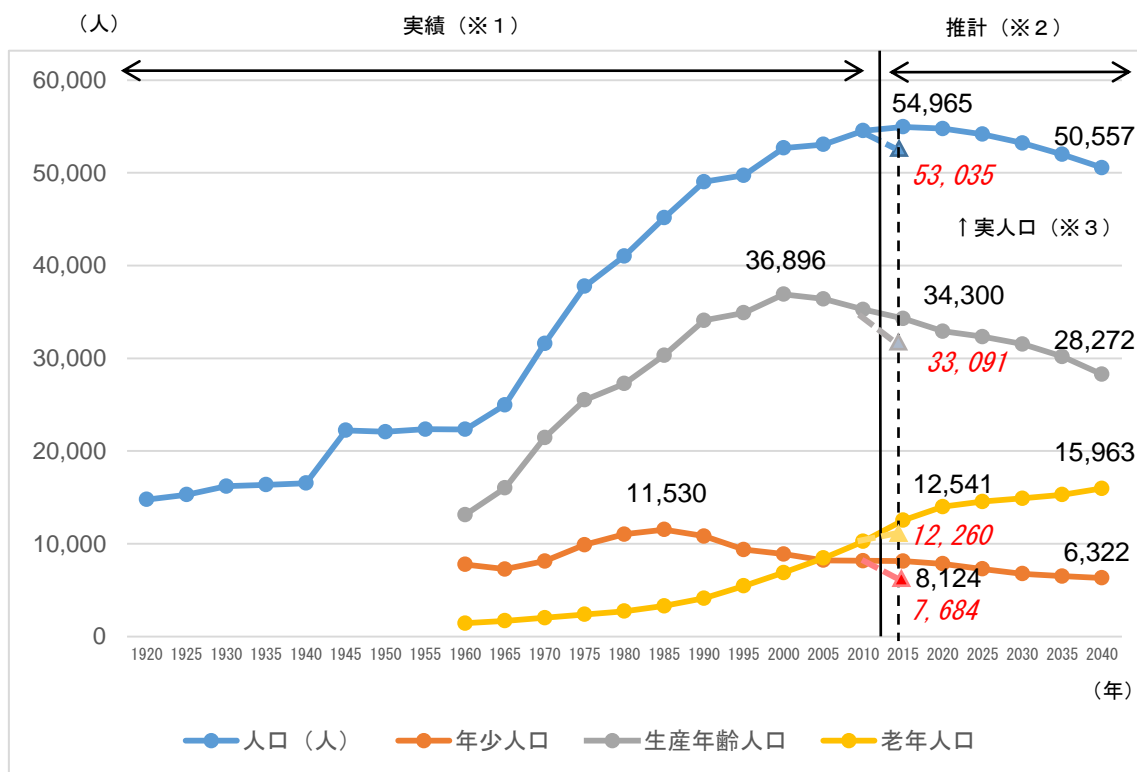
年少人口（15 歳未満人口）のピークは、1985（昭和 60）年の 11,530 人で、2015（平成 27）年 6 月時点では 7,684 人まで減少しています。

生産年齢人口（15 歳から 64 歳人口）のピークは、2000（平成 12）年の 36,896 人で、2015（平成 27）年 6 月時点では 33,091 人まで減少しています。

老年人口（65 歳以上人口）は、増加傾向を維持しており、2015（平成 27）年 6 月時点では 12,260 人となっています。

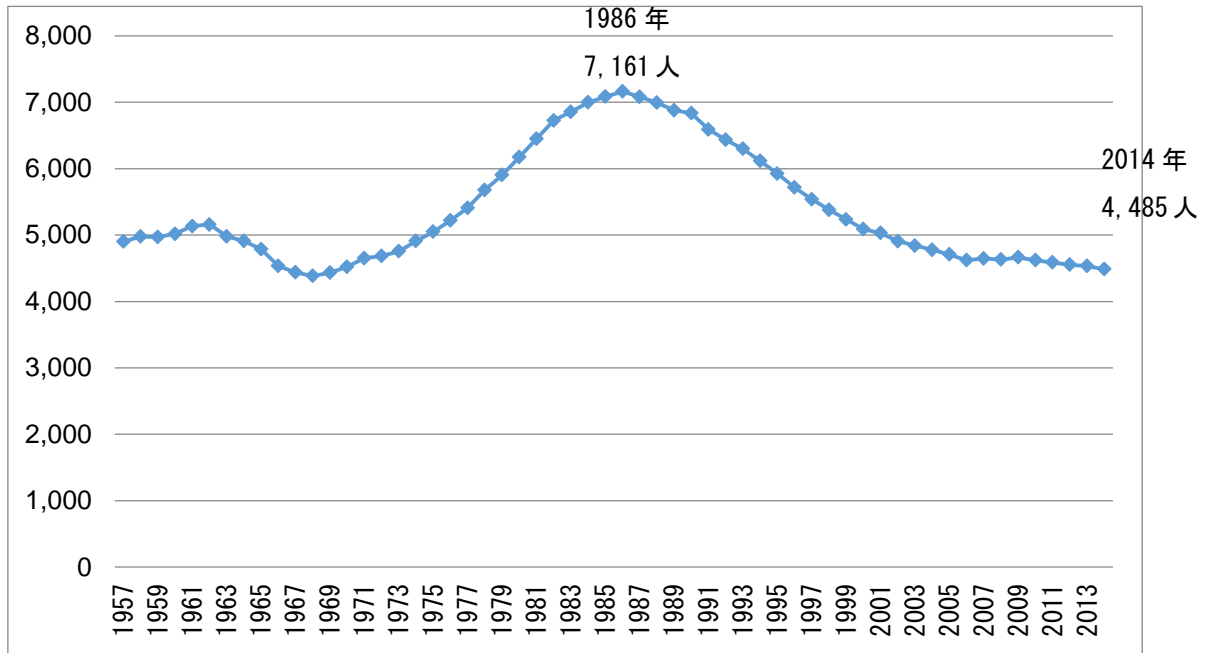
地方創生の取り組みでは 2060（平成 72）年に人口 52,000 人の確保を目標に掲げていますが、本計画では国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口としています。

【図表 2 裾野市の年齢 3 階層別人口の推移と将来推計】



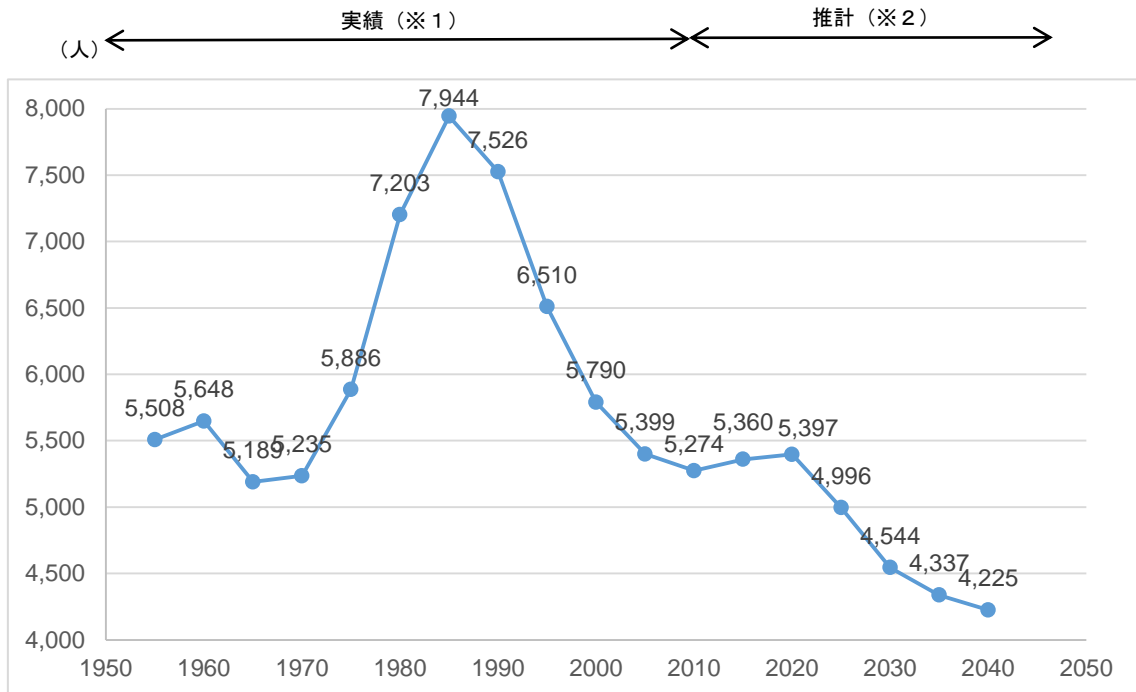
また、住民基本台帳における市内の小中学校の児童・生徒数は、ピーク時の1986（昭和61）年には7,161人でしたが、その後、毎年減少し、2014（平成26）年は4,485人で、ピーク時の62.6%となりました。

(人) 【図表3 裾野市の小中学校の児童・生徒数の推移】



また、当市の5歳から14歳までの人口の推移は、1985（昭和60）年をピークに減少に転じ、将来推計は、徐々に減少していくことが予測されています。

【図表4 裾野市の5歳から14歳までの人口の推移と将来推計】



※1 国勢調査人口（1950年～2010年）

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の推計値（2015年～2040年）



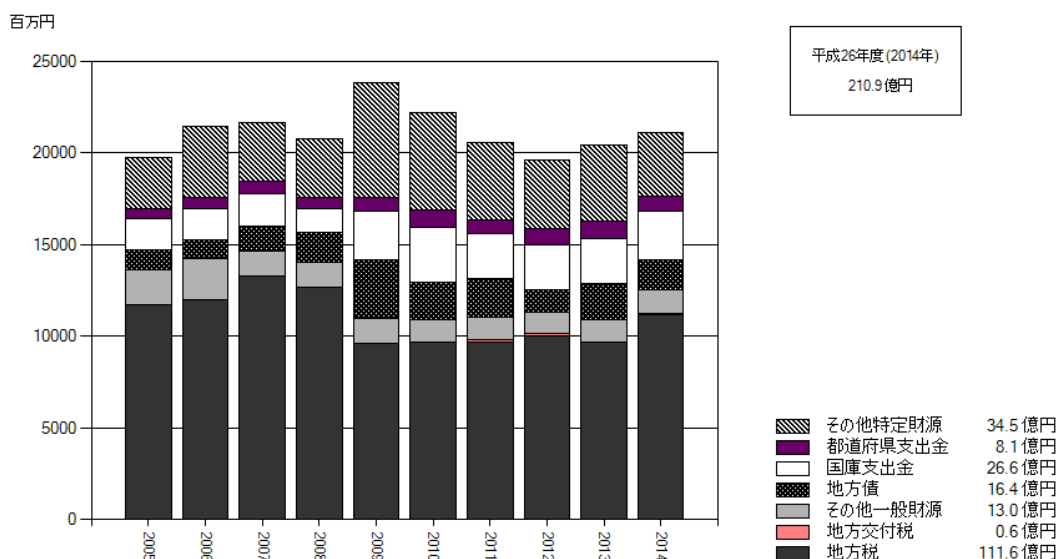
## 2 財政状況

### ア 歳入の推移

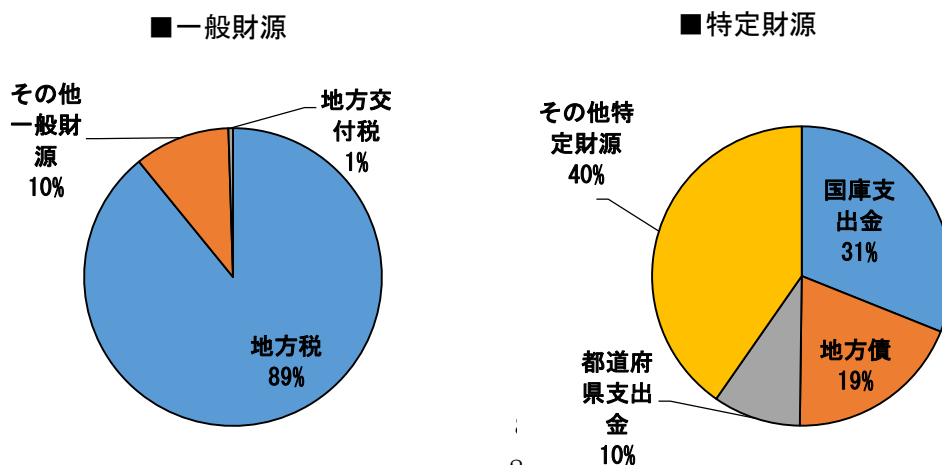
裾野市の歳入状況の推移を見ると、2009（平成 21）年度は約 238.4 億円となっていました。2012（平成 24）年度に約 196.4 億円まで落ち込み、その後若干の回復が見られ、2014（平成 26）年度は 210.9 億円となっています。

2014（平成 26）年度の歳入決算額の内訳は、一般財源（※1）が 125.2 億円、特定財源（※2）が 85.6 億円となっています。このうち、一般財源の内訳は地方税が 111.6 億円（89.1%）、地方交付税が 0.6 億円（0.5%）、その他一般財源が 13.0 億円（10.4%）となっており、特定財源の内訳は国庫支出金が 26.6 億円（31.1%）、地方債が 16.3 億円（19.1%）、県支出金が 8.1 億円（9.5%）、その他特定財源が 34.5 億円（40.3%）となっています。

【図表 5 歳入決算額の推移】



【図表 6 平成 26 年度歳入決算額の内訳】



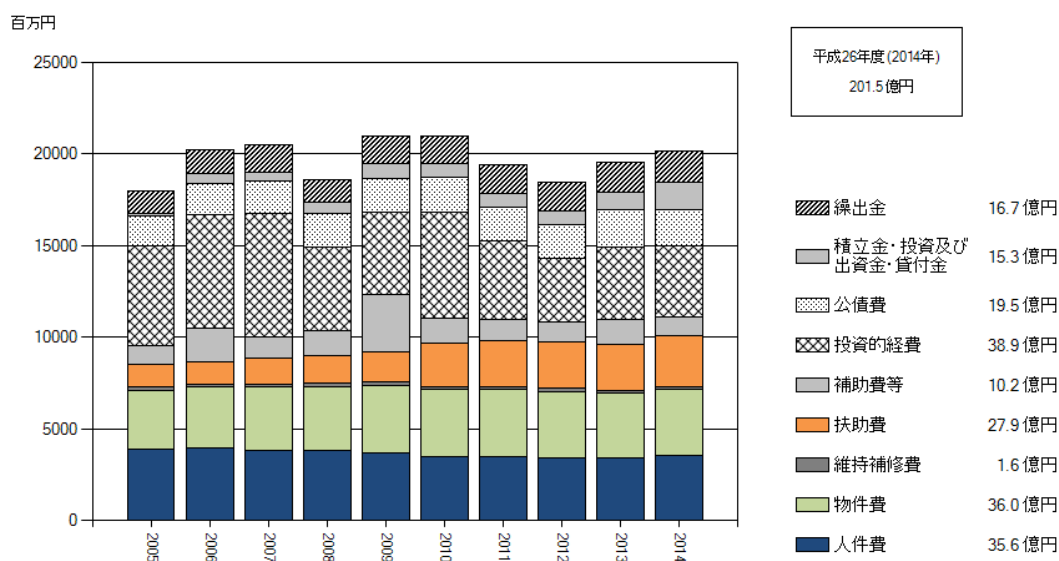
※1 一般財源：財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。地方税、地方交付税、地方特例交付金など。

※2 特定財源：財源の使途が特定されている財源。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄付金など。

## イ 歳出の推移

過去の歳出状況の推移を見ると、2009（平成 21）年度と 2010（平成 22）年度には 200 億円を超えていましたが、2011（平成 23）年度に 200 億円を割り込んだ後、190 億円前後で推移し、2014（平成 26）年度に 200 億円を再び超えています。

【図表 7 歳出決算額の推移】

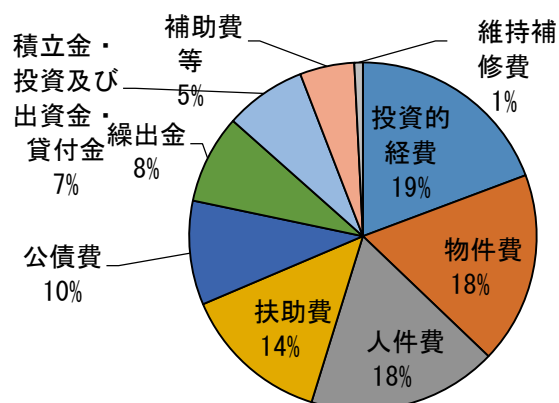


2014（平成 26）年度の内訳を見ると、消費的経費（※3）が 111.1 億円、投資的経費（※4）が 38.9 億円、公債費が 19.5 億円、積立金・投資及び出資金・貸付金が 15.3 億円、繰出金が 16.7 億円となっています。

このうち、消費的経費の内訳は物件費 36.0 億円、人件費 35.6 億円、扶助費 27.9 億円、補助費等 10.2 億円、維持補修費 1.6 億円となっています。

経年的にみると、扶助費（児童手当や障がい者サービス、生活保護費など）が年々増加傾向にある一方、投資的経費はここ 2、3 年減少傾向にあります。

【図表 8 平成 26 年度歳出決算額の内訳】



※3 消費的経費：人件費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り極めて短時間に終わるものを行い、後年度に形を残さない性質の経費をいう。

※4 投資的経費：経費支出の効果が施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費がある。

#### ウ 借地料の状況

市が公共の用に供する目的で賃借している土地について、2015（平成 27）年度に借地料（賃借料、使用料、補償料等の名称は問わない）として支払っている金額は年間約 1.7 億円となっています。

【図表 9 平成 27 年度借地料の内訳】

用途別	借地料(千円)	割合
スポーツ・レクリエーション系施設	48,391	28.4%
市民文化系施設	21,729	12.8%
その他	21,565	12.7%
公営住宅	17,740	10.4%
供給処理施設	14,921	8.8%
公園	14,086	8.3%
学校教育系施設	11,693	6.9%
保健・福祉施設	7,636	4.5%
子育て支援施設	6,942	4.1%
行政系施設	4,711	2.8%
社会教育系施設	851	0.5%
合計	170,265	100.0%

### 3 人口と財政の現状から見える課題

人口、財政の現状と今後の見込みから見えてきた課題は、次のとおりとなります。

#### ア 市民税等の収入減

人口減少や少子高齢化の進行により納税者が変化し、市民税等の収入が減少します。

#### イ 高齢化の進行による社会保障費に係る経費の増加

高齢化の進行により、社会保障費に係る経費が増加します。

#### ウ 扶助費の増加に伴う投資的経費の圧縮

地域福祉施策の充実のため、年々扶助費が増加傾向にあり、その結果、公共施設等の維持・更新に充てられる投資的経費（普通建設事業費等）が圧縮されます。

#### エ 公共施設等の必要性の低下

人口減少と人口構成の変化（年少人口の減少と老年人口の増加）により、公共施設等の必要性が低下し、また、公共施設等に求められるサービスの機能が変化します。

#### オ 公共建築物の利用形態、ニーズの変化

人口減少や少子高齢化の進行により、公共建築物の利用形態や利用者のニーズが変化します。

#### カ 市民の施設維持改修費負担の増加

現状の公共建築物をそのまま維持した場合、人口減少により、市民一人当たりが負担する公共施設等に係る維持改修費負担が増加します。

#### キ 市財政に与える借地料の影響

当市における年間の借地料（賃借料、使用料、補償料等）は 2015（平成 27）年度現在で 1 億 7 千万円に及んでいます。これは継続的な支出として、今後も市財政を圧迫することになります。

### 第3章 公共施設等の現状と課題

#### 1 公共建築物の現状

##### ア 施設用途別保有状況

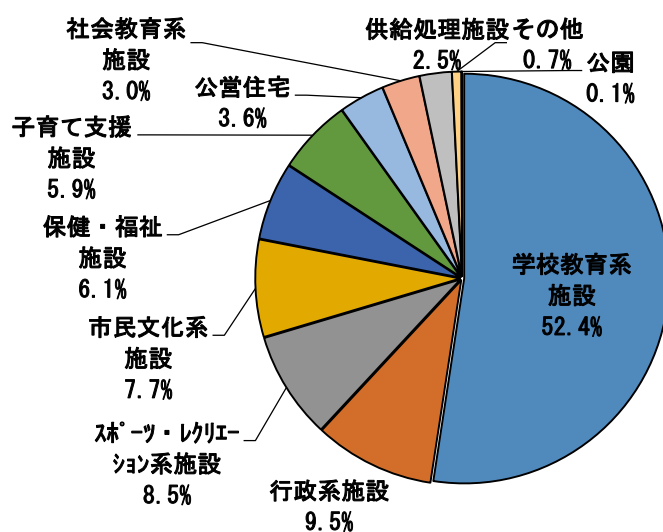
本計画が対象とする公共建築物は、平成27年3月末時点で86施設313棟、総延床面積は155,419㎡であり、市民1人当たりでは2.91㎡となっています。

用途別の保有状況としては、学校教育系施設（81,452㎡、52.4%）が最も多く、続いて行政系施設（14,780㎡、9.5%）、スポーツ・レクリエーション施設（13,164㎡、8.5%）となっており、この3分類で、全体の7割を占めていることがわかります。

【図表10 公共建築物の分類一覧】

用途別分類	施設数	建物数	延床面積(㎡)
学校教育系施設	16	146	81,452
行政系施設	22	28	14,780
スポーツ・レクリエーション系施設	8	34	13,164
市民文化系施設	3	3	11,927
保健・福祉施設	7	11	9,545
子育て支援施設	15	42	9,209
公営住宅	4	23	5,559
社会教育系施設	2	4	4,631
供給処理施設	2	12	3,927
その他(斎場、駅西仮設住宅など)	6	7	1,145
公園	1	3	80
合計	86	313	155,419

【図表11 公共建築物用途別の保有状況（延床面積）】



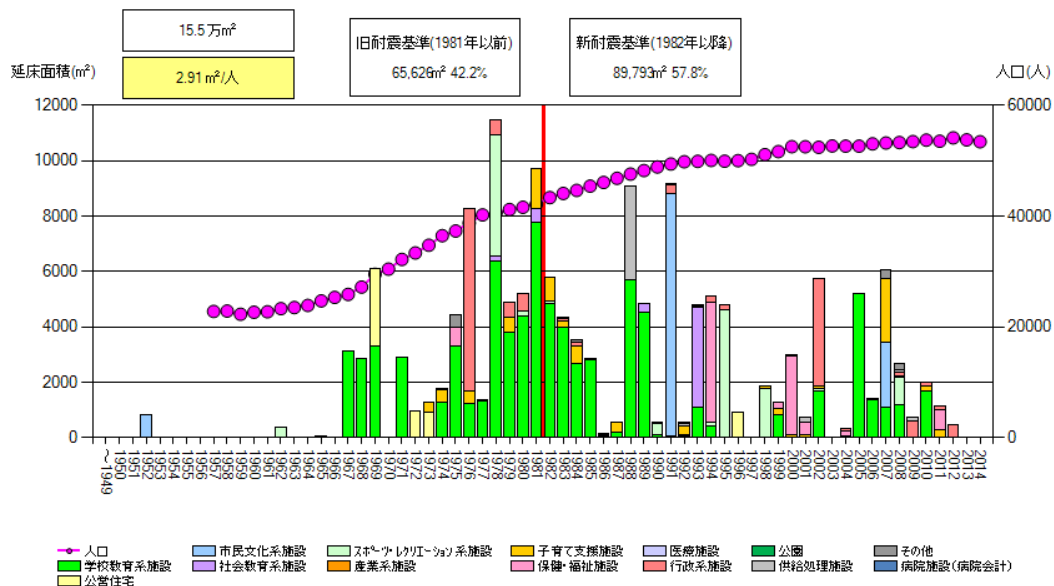
## イ 築年別整備状況

築年別整備状況をみると、当市は 1960 年代からのグローバル企業の産業集積によって急速に人口増加が進み、1960 年代後半から学校教育系施設の整備が集中的に進みました。

その後、平成に入って、市民文化センター（1991 年・市民文化系施設）、学校給食センター（1993 年・学校教育系施設）、鈴木図書館・東西公民館（1993 年・社会教育系施設）、福祉保健会館（1994 年・保健・福祉施設）、運動公園（1995 年・スポーツ・レクリエーション系施設）、稲荷団地（1996 年・公営住宅）、ヘルシーパーク裾野（2000 年・保健・福祉施設）、消防庁舎（2002 年・行政系施設）、生涯学習センター（2007 年・市民文化系施設）などの 500 m<sup>2</sup>を超える大規模な公共建築物が相次いで整備されました。

このように、当市の公共建築物は、昭和期後半と平成初期で建設の波が 2 回あったことがわかります。

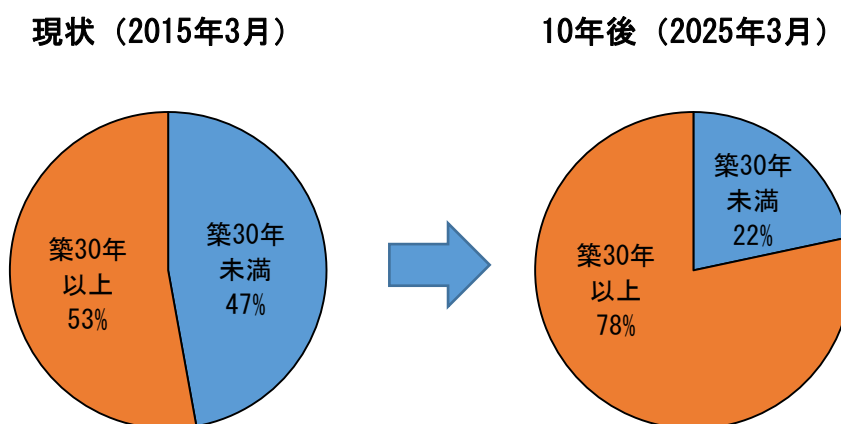
【図表 12 建築年度別分布図】



### ウ 築年別保有状況

2015（平成 27）年現在で、築 30 年以上経過した公共建築物は、全体の約 53%となっています。現状の公共建築物をそのまま維持した場合、10 年後には全体の 78%が築 30 年以上となり、老朽化する公共建築物の割合が増加します。

【図表 13 築年別保有割合（延床面積）】

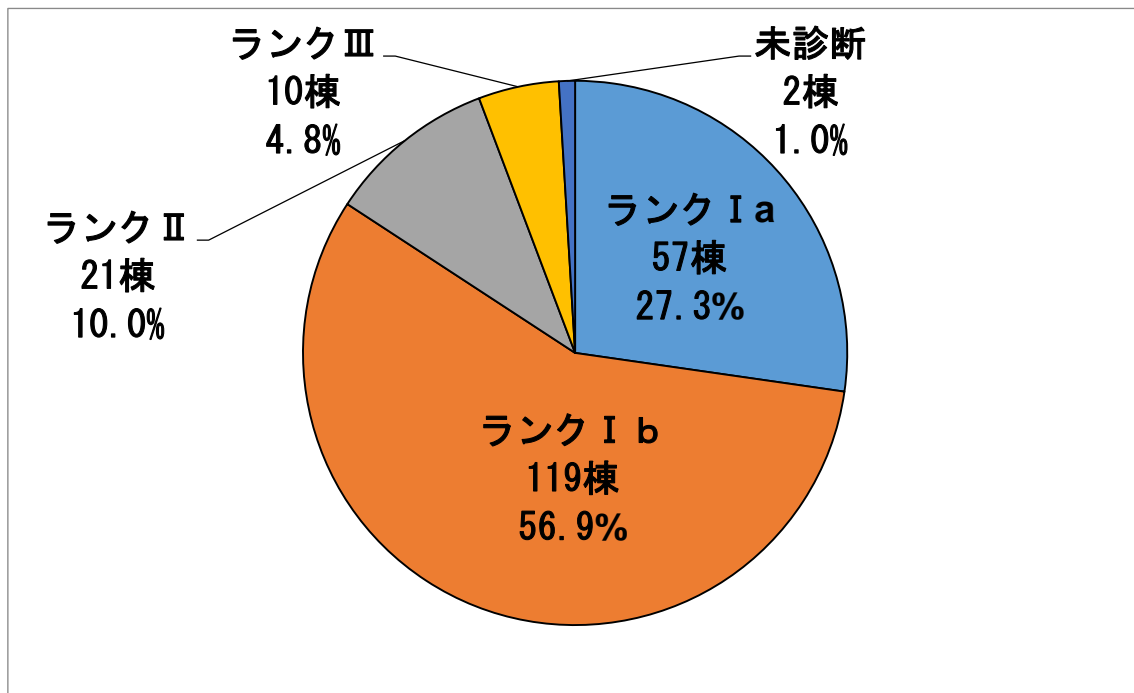


## エ 公共建築物の耐震化の状況

当市の公共建築物 155,419 m<sup>2</sup>のうち、1981（昭和56）年以降の新耐震基準で建築されたものは57.8%で、残りの42.2%がそれ以前の旧耐震基準となっています。

また、当市が公表している「市有建物耐震性能リスト」によると、建築基準法上の耐震化率は94.2%、東海地震に対する耐震化率は84.2%となっており、耐震性能が劣るランクⅢの公共建築物が棟数割合で4.8%存在しています。

【図表 14 公共建築物の耐震性能の状況】



東海地震に対する耐震化率 84.2%（耐震性能ランク I a + I b）

建築基準法上の耐震化率 94.2%（耐震性能ランク I a + I b + II）

出典：市有建物耐震性能リスト（平成28年7月1日）

### 耐震性能ランク

ランク	説明
I a	耐震性能が優れている建築物（軽易な被害にとどまり地震後も建物を継続して使用できるもの）
I b	耐震性能が良い建築物（倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定されるもの）
II	耐震性能がやや劣る建築物（倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定されるもの）
III	耐震性能が劣る建築物（倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定されるもの）



## 2 インフラ資産の現状

### ア インフラ資産の保有量

インフラ資産は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、重要な役割を担っています。主なインフラ資産の保有量は、下図のとおりです。

【図表 15 主なインフラ資産の保有量】

2016（平成 28）年 4 月現在

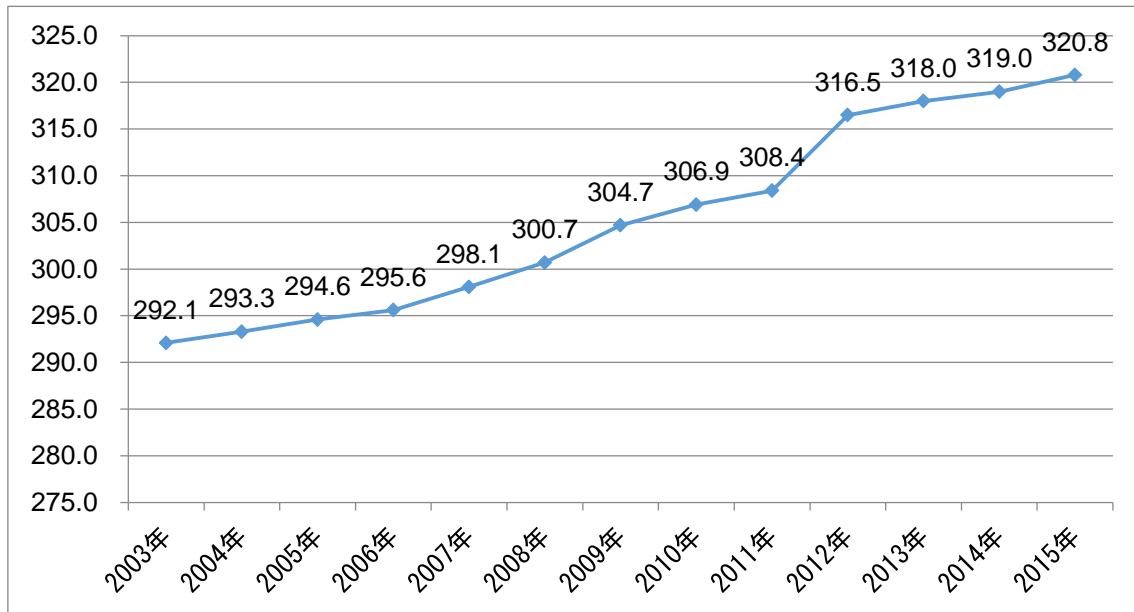
施設類型	種類	保有量
道路	1 級市道	実延長：49,686m 面積：446,371 m <sup>2</sup>
	2 級市道	実延長：41,501m 面積：272,512 m <sup>2</sup>
	その他市道	実延長：562,483m 面積：2,267,167 m <sup>2</sup>
河川	準用河川・普通河川（主なもの）	延長：41,520m
橋りょう	PC 橋	面積：13,440 m <sup>2</sup> （81 橋）
	RC 橋	面積：6,119 m <sup>2</sup> （177 橋）
	鋼橋	面積：7,812 m <sup>2</sup> （35 橋）
	石橋	面積：15 m <sup>2</sup> （1 橋）
	その他	面積：85 m <sup>2</sup> （5 橋）
上水道	導水管	実延長：5,621m
	送水管	実延長：15,829m
	配水管	実延長：351,819m
下水道	管径延長	95,211m
	マンホールポンプ	37 施設
農業土木施設	1 級林道	実延長：13,255m
	2 級林道	実延長：31,018m
	3 級林道	実延長：8,425m
	堤	2 施設
	水門	11 施設

## イ 道路の整備状況

市が保有する市道の実延長は 653.6km です。そのうち、舗装改良工事を行った整備済みの市道延長は 320.8km です。

【図表 16 市道の整備延長の推移】

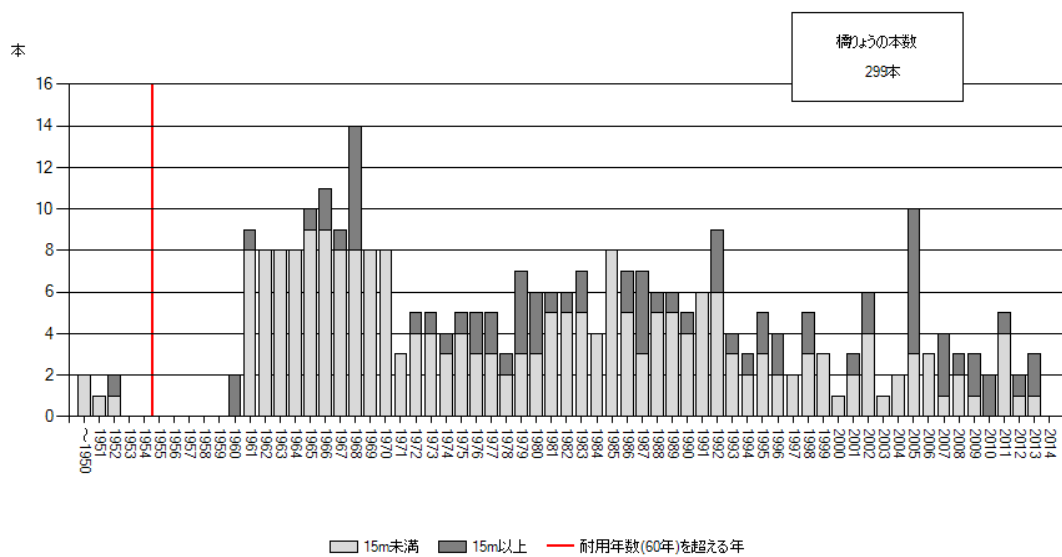
(km)



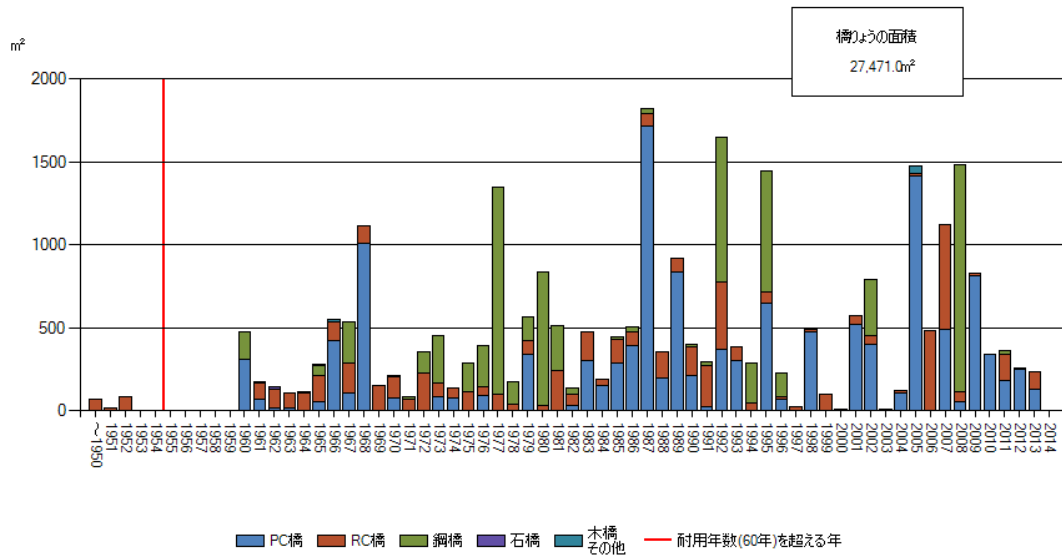
## ウ 橋りょうの整備状況

市内の橋りょうは 299 本、整備面積は 27,471 m<sup>2</sup> となっています。

【図表 17 橋りょうの年度別整備数】



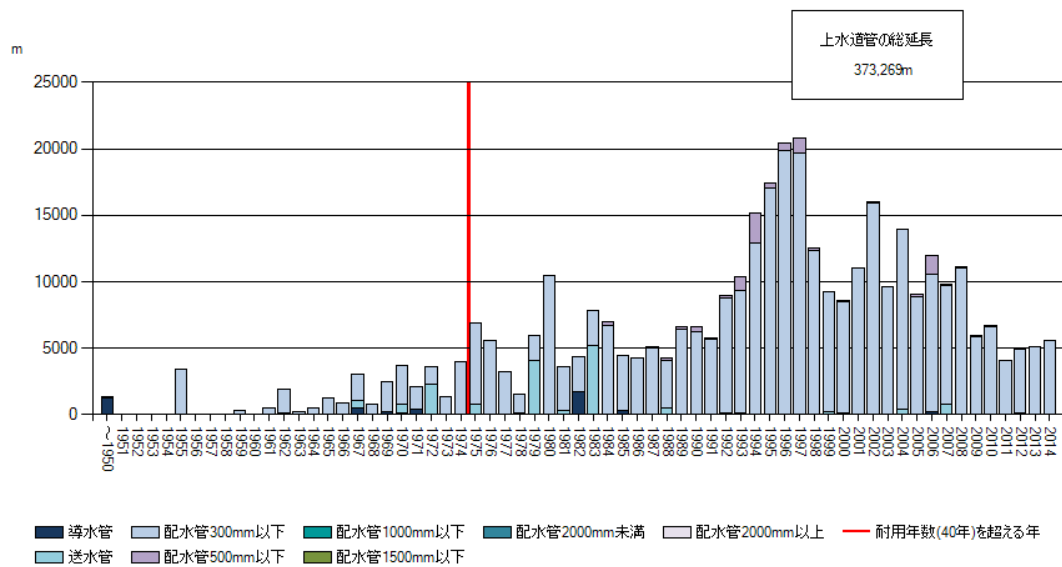
【図表 18 橋りょうの構造別年度別整備面積】



エ 上水道の整備状況

上水道の管路の総延長は 373,269m となっています。

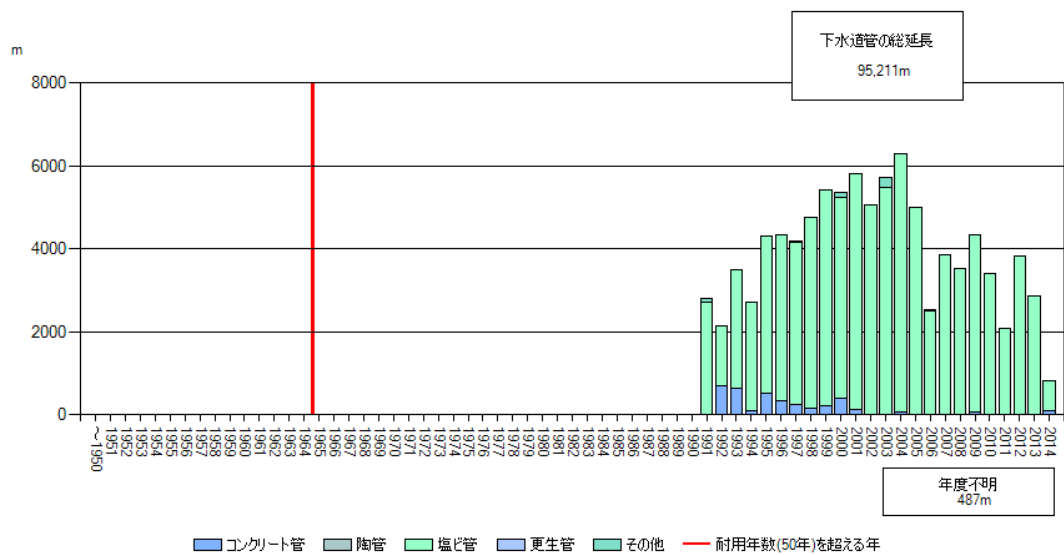
【図表 19 上水道（管路）の年度別整備延長】



## オ 下水道の整備状況

当市では、1991（平成3）年から整備を開始し、下水道管路の総延長は95,211mとなっています。

【図表 20 下水道（管路）の年度別整備延長】



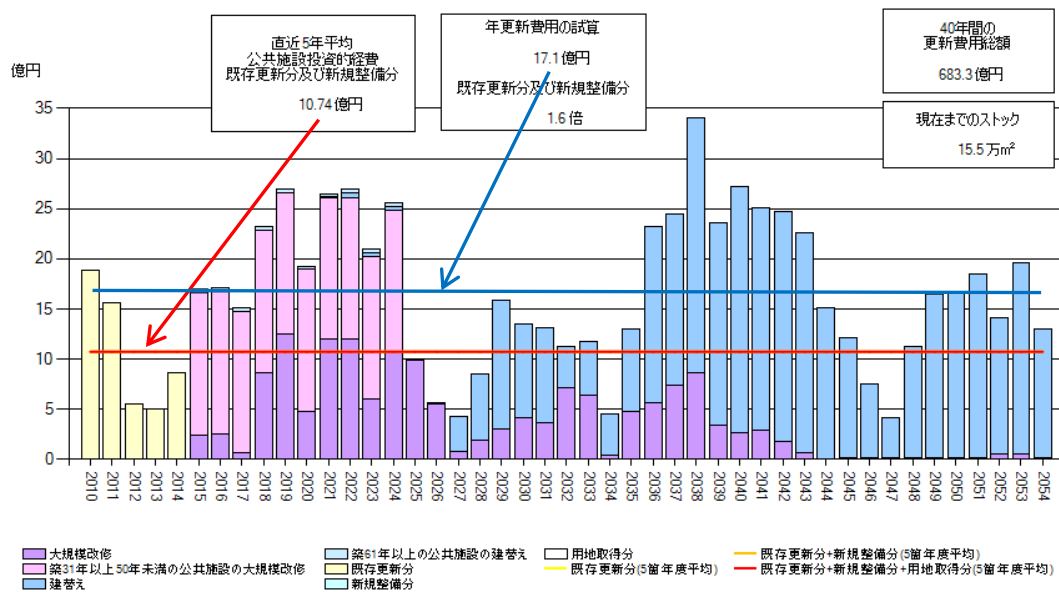
### 3 中長期的な公共施設等の維持管理費用

#### ○公共建築物

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間に公共建築物の維持管理や新規整備にかかった費用は、年平均で10.74億円でした。

下記に掲げる前提条件のもと、今後40年間に要する維持管理費を試算すると、現在の公共建築物の総量を維持し、耐用年数に応じて大規模改修や建て替えを行った場合、今後40年間で683.3億円、年平均17.1億円の財源が必要となります。これは直近5年間にかけた費用の1.6倍に当たります。

【図表21 今後40年間に想定される公共建築物の維持管理費の推移】



#### 維持管理費用推計の前提条件

- ・ 建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建て替えを行うものとします。
- ・ 現在と同じ延床面積等で大規模改修、建て替えを行うと仮定します。
- ・ 単年度に負担が集中しないように大規模改修の修繕期間は2年間、建て替え期間は3年間とします。
- ・ データ基準日（平成27年3月31日）の試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経過しているものについては、大規模改修は行わずに60年を経過した時点で建て替えすると仮定します。
- ・ 大規模改修及び建て替え単価の設定は次の金額とします。

用途分類	大規模改修	建て替え
市民文化系、社会教育系、行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系・子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

（総務省提供「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」より）

## ○インフラ資産（全体）

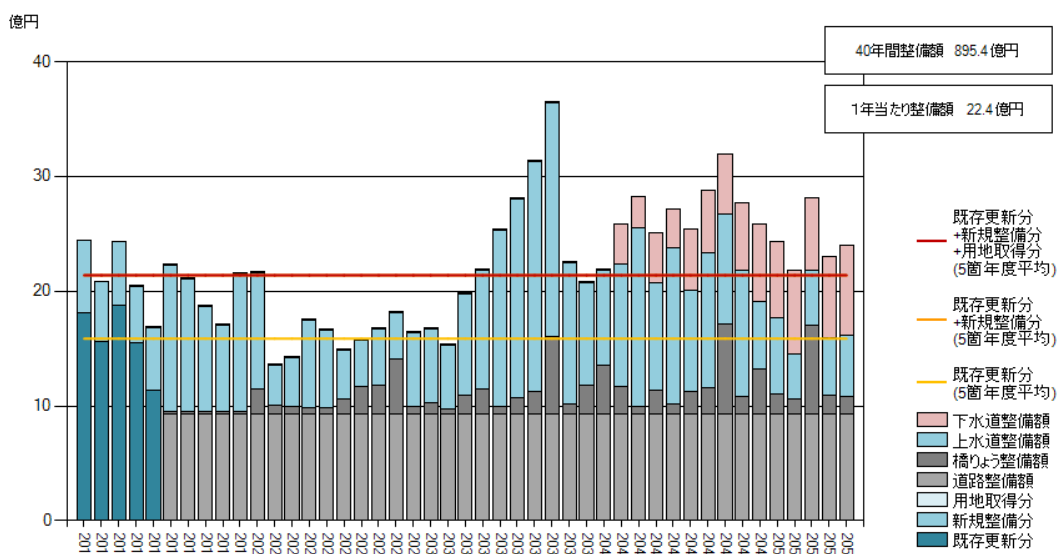
22 ページと 23 ページに掲げる前提条件のもと、当市が保有するインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道）について、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」及び過去の資産毎の更新費用実績額を元に、将来の更新や修繕に係る費用を算出したところ、今後 40 年間に総額で 895.4 億円、年平均で 22.4 億円が必要という結果になりました。

現状でインフラ資産の整備に要している費用は年間 21.3 億円程度（2010 年から 2014 年の 5 か年平均）であり、人口減少により利用者の増加が見込めない状況では、今後も同程度の額をインフラ資産の修繕や更新に充てることは厳しい状況になることが見込まれます。

また、橋りょう、道路及び道路を構成する施設若しくは工作物、道路附属物は、道路法による点検が義務付けられており、点検費用及び点検診断結果による修繕及び更新費用が今後急激に増加することが予想されます。

今後は、将来の財政状況を踏まえて、老朽化に伴う更新等を計画的に実施する必要があります。

【図表 22 将来の更新費用の推計（インフラ資産）】



【道路】

- ・ 整備面積を更新年数（15年に設定）で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- ・ 更新単価の設定は次の金額とします。

道路種別	更新単価
一般道路	4,700 円/m <sup>2</sup>
自転車歩行者道	2,700 円/m <sup>2</sup>

【橋りょう】

- ・ 整備した年度から法定耐用年数の60年を経過した年度に架け替えすると仮定します。
- ・ 現在と同じ整備面積で架け替えを行うと仮定します。
- ・ 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は PC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新するものとします。
- ・ 試算時点で架け替え年数を既に経過し、架け替えされずに積み残しとなっている場合は、今後5年間で架け替えを行うものとします。
- ・ 架け替え単価の設定は次の金額とします。

構造	架け替え単価
PC 橋・RC 橋・石橋・木橋その他	425 千円/m <sup>2</sup>
鋼橋	500 千円/m <sup>2</sup>

【上水道】

- ・ 更新年数（40年に設定）経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、管径別年度別延長長さに、それぞれの更新費用を乗じることにより試算します。
- ・ 試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに積み残しとなっている場合は、今後5年間で更新するものとします。
- ・ 更新単価の設定は次の金額とします。

管種	管径	更新単価
導水管及び送水管	～300mm未満	100 千円/m
	300～500mm未満	114 千円/m
	500～1000mm未満	161 千円/m
配水管	～150mm以下	97 千円/m
	～200mm以下	100 千円/m
	～250mm以下	103 千円/m
	～300mm以下	106 千円/m
	～350mm以下	111 千円/m
	～400mm以下	116 千円/m
	～450mm以下	121 千円/m
	～550mm以下	128 千円/m

（総務省提供「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」より）

【下水道】

- ・ 管種別面積に対し、それぞれの延長を更新年数（50年に設定）で割った延長長さを1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより試算します。
- ・ 更新単価の設定は次の金額とします。

管種	更新単価
コンクリート管・陶管・塩ビ管・その他	124 千円/m
更生管	134 千円/m

（総務省提供「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」より）



#### 4 公共施設等の管理運営上の課題

公共施設等の現状と今後の見込みから見えてきた課題は、次のとおりとなります。

##### ア 総資産量の維持が困難

少子高齢化を伴う人口減少社会を迎え、生産労働人口も減る中では、市民税等の収入減少が見込まれ、また扶助費等の増加によって、公共施設等の維持管理に充てられる財源は減少することが予想されます。縮減される財源の中、公共サービスの水準を維持し、公共建築物だけでなく道路、橋りょう等のインフラ資産の維持補修費用も合わせて確保していく必要がありますが、限られた財源の下で、現在の総資産量を維持していくことは困難です。

##### イ 公共建築物の大規模改修・建て替え時期の集中

今後の維持管理費の試算結果から、「集中整備の山」が発生し、公共建築物の大規模改修や建て替えが一定の期間に集中することが予測されています。持続可能な財政運営のためにも、施設総量を見直し、計画的・効率的な維持管理を行い、各年度における維持管理費用を平準化することが求められます。

##### ウ 従前の人口構成を前提とした公共建築物の存在

公共建築物において、建築当初からのニーズの変化に対応せず、ピーク時の人口規模や従前の人口構成を前提とした公共建築物が存在しています。

##### エ 耐震化未実施の公共建築物の存在

耐震化未実施（耐震性能ランクⅢ）の公共建築物が 10 棟（4.8%）存在しており、安全確保の観点から早急な対応が必要です。

##### オ 公共建築物の機能の重複

過去に建設された公共建築物において、所管する部局が掲げる利用目的が異なる等の理由により、施設（部屋）の機能や利用実態（目的）が重複し、施設の稼働率が低い状況が見られます。

今後、公共建築物の大規模改修や建て替え時には、できるだけ市内に隣接する同機能を持つ施設（部屋）を集約することで、市民サービスを維持しながら、ムダのない、より効率的な管理運営を行うことが求められます。

##### カ 計画的修繕の未実施

公共施設等において、修繕履歴の保存や修繕計画の作成がなく、緊急対応的に事後保全（※5）が行われているケースが見られます。また、法定点検以外の定期的な点検が行われず、維持管理が適切に行われていない場合があります、これらを解消する必要があります。

## キ 公共施設等の老朽化の進行

当市が保有する公共建築物のうち、築30年以上経過した施設の割合は、総延床面積の約53%に達しており、2025（平成35）年には78%にまで増加します（14ページ・図表14参照）。建物は、築25年から30年程度を経過すると、外壁工事や内部改修などの大規模改修工事が必要となります。

橋りょうについて、2016（平成28）年現在、法定耐用年数の60年を経過した橋りょう数の割合は総数の1.6%ですが、30年後の2046（平成58）年には59.8%にまで増加します。

上水道管（導水管・送水管・配水管の合計）について、2016（平成28）年現在、法定耐用年数の40年を経過した整備延長の割合は総延長の12.4%ですが、30年後の2046（平成58）年には87.5%にまで増加します。

このように、公共施設等は今後老朽化が進行していくため、保全に多額の費用を要することが見込まれます。

利用者の安全を確保し、よりよい行政サービスを提供するために、公共建築物を耐用年数まで良好な状態で使い続けるための計画的な予防保全（※6）や設備更新等に取り組む必要があります。

※5 事後保全：異常や故障が発生したとき、または確認された段階で、初めて修繕、改修を実施すること。

※6 予防保全：日常の点検によって、施設の機能・性能の劣化の有無や兆候・状態を事前に把握し、現状では異常が見当たらなくても、計画的に適切な処置を行うことにより、故障や停止、事故や二次災害などを未然に防ぐこと。

## 第4章 公共施設等マネジメントの基本方針

### 1 基本理念

公共施設等マネジメントを市が推進していく上での考え方を示し、公共施設等の大規模改修、建て替え、更新、長寿命化等を検討する際の統一的な見解を明らかにするために、次の基本理念を定めます。

#### 《裾野市公共施設等マネジメント 基本理念》

将来にわたって市民が安心して利用できる公共施設等を目指して

### 2 基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応し、公共施設等の持続可能な運営を実現するためには、個別の公共施設等を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を経営資源として捉え、効果的かつ効率的に「活用」かつ「運用」していく視点を持つことが必要です。

このため、当市では、次の5つの基本方針に基づき、公共施設等マネジメントに取り組みます。

#### 《裾野市公共施設等マネジメント 基本方針》

##### 【基本方針1】

公共建築物の新規整備、大規模改修及び建て替えは、総量規制の範囲内で行い、複合化・多機能化・統廃合・広域化を図ります

##### 【基本方針2】

インフラ資産の新規整備及び更新、老朽化対策としての点検及び修繕を計画的に行います

##### 【基本方針3】

市民ニーズの変化に対応し、公共建築物の有効活用を図ります

##### 【基本方針4】

公共施設等を適正に管理し、ライフサイクルコストを縮減します

##### 【基本方針5】

公共施設等の維持管理、運営に市民と民間の活力を積極的に導入します

※基本方針中、「公共建築物」は公共施設、いわゆる「ハコモノ」を指し、「公共施設等」は公共建築物とインフラ資産の両方を指す。

### 3 具体的な取り組み

今後、人口減少と施設の老朽化が進展していく中で、限られた財源で現在ある公共施設等の総量をそのまま維持していこうとすると、改修・更新コストが増加し、維持更新に多大な費用がかかり、必要な公共サービスまで提供できなくなる恐れがあります。そこで、将来を見据えて次の取り組みを進めます。

#### (1) 総資産量の適正化 ー複合化・多機能化・統廃合・広域化の推進ー

##### ○公共建築物

延床面積の総資産量の縮減目標を設定し、新規の公共建築物の整備は総量規制の範囲内で実施します。

人口構成の変化により、公共建築物の利用需要が変化し、利用が少なくなった場合は、市民ニーズの量的・質的变化に合わせて、他の公共建築物に機能を移転、集約した上で廃止します。

公共建築物の大規模改修及び建て替え時には、従来の施設機能にとらわれず、機能の複合化、多機能化や統廃合を行い、総量の縮減を図り、適正化します。また、民間においてサービスが提供可能な施設機能は廃止も検討します。

公共建築物の建て替えにあたっては近隣市町と連携し、広域での施設整備や公共サービス提供の可能性を検討します。

#### 《公共建築物の縮減目標》

**公共建築物の総資産量を今後 30 年で 30%縮減します。**

**(2016 年／15.5 万㎡ ⇒ 2046 年／10.85 万㎡、4.65 万㎡の減)**

当市の将来人口は 2010（平成 22）年と比較して、2040（平成 52）年時点では全体で 8%の減少、生産年齢人口では 20%の減少が見込まれています。

また、今後 40 年間に想定される公共建築物の維持管理費は年平均 17.1 億円の見込みであり、最近 5 年間に実際にかかった維持管理費の年平均 10.74 億円に対し、37.1%縮減させる必要があります。

生産年齢人口の減少率と維持管理費の増加率を考慮し、さらに総量縮減による維持管理コストの縮減を加味し、当面の間は今後 30 年で 30%の縮減を目標とします。

ただし、今後公共施設等の詳細データの積み上げによって、より具体的な維持管理経費や大規模改修、建て替え等の経費が導き出された場合は、必要に応じて縮減目標の見直しを図ることとします。

#### ○インフラ資産

インフラ資産については、一度敷設した道路や橋りょう、上水道管、下水道管を廃止し、総量を削減することは現実的ではありませんが、道路、橋りょうの新規整備や更新時には、必要に応じて統廃合や撤去なども検討していきます。

そこで、インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズ(防災対応、バリアフリー、環境への配慮など)を的確にとらえ、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な資産整備を計画的に行います。

### (2) 公共建築物の有効活用

公共建築物の市民ニーズの変化に対応して、必要に応じて用途や機能の変更を行い、既存の公共建築物の有効活用を図ります。

公共建築物の余裕がある部分において、有料広告や自動販売機等の貸付を推進し、歳入への寄与を図ります。

遊休資産の活用を検討し、今後利用しない資産は売却、処分します。

### (3) 公共施設等の耐震化・安全確保

今後も継続して活用する公共建築物のうち、学校教育系施設(小中学校)、子育て支援施設(幼稚園・保育園)、行政系施設(庁舎)を優先に、耐震化、安全確保を図り、機能を維持します。

また、インフラ資産のうち、地域防災計画上、重要な道路橋として位置付けられる橋りょうについて、優先的に耐震化を進めます。

### (4) 公共施設等の長寿命化の推進

#### ○公共建築物

建て替えは多大な費用を要することから、優先順位を設定し、順次長寿命化改修を行い、長期にわたり既存施設の利用を図ります。

#### ○インフラ資産

道路、橋りょう、上水道、下水道の種別毎に定める長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な維持管理を行い、損傷が軽微な段階で補修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

### (5) 公共施設等の管理経費の縮減

#### ○公共建築物

建築時のインシヤルコストだけでなく、修繕費や維持管理費等のランニングコストにも配慮した施設整備を行います。

また、既存の設備においてもランニングコストの縮減に努めます。

#### ○インフラ資産

ライフサイクルコストを考慮した設計を行い、維持管理経費を抑えつつ、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

長寿命化を推進し、大規模改修や更新を最低限に抑えて管理経費を縮減します。

### (6) 計画的な維持管理等の実施

予防保全の考え方にに基づき、中長期の維持保全計画を策定し、計画に基づいた維持管理、修繕を実施します。

### (7) 公共施設等の点検・診断・評価の実施

#### ○公共建築物

施設管理者（指定管理者を含む）による定期的な点検を行い、公共建築物の機能・性能の劣化の有無や状態を事前に把握します。

また、公共建築物のデータを一元管理し、施設評価を実施します。

#### ○インフラ資産

これまで整備してきたインフラ資産を、各々の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕・更新を行っていきます。定期的な点検によって、劣化進行等の状態を把握し評価するとともに、点検に基づいた更新・補修計画を策定し、実施します。

### (8) 借地の計画的解消

今後、新規整備及び建て替えをする公共建築物は市所有地に建設します。

借地に建設されている公共建築物の建て替え時に、土地買い上げまたは、移転して借地を解消します。

公共建築物の運営上整備されている土地（駐車場等）が借地となっている場合は、公共建築物の建て替え時に、当該土地を含めた市所有地に建設して借地を解消します。

今後も継続して活用する公共建築物の借地については、賃貸借契約満了時に、契約期間の短縮や土地買い上げを検討します。

### (9) PPP／PFIの導入の検討

施設運営・更新等の効率化、公共サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、民間の資金とノウハウを活用したPPP／PFIの導入を検討します。

### (10) 市民の運営への参画

公共施設等のあり方の検討にあたっては、行政と市民の双方の協議によって方向性を決定します。

市民が地域で自主運営を行うことにより、公共建築物の利便性が高まる場合は、市民の活力を積極的に導入します。

#### (11) 民間への譲渡・委託

民間がサービス提供を担うことが可能な公共建築物は、民間に譲渡または委託を検討します。

### 4 推進体制の整備

#### (1) 推進体制の確立

公共施設等マネジメントの推進に、全庁が一丸となって取り組みます。

施設所管課及び、企画、行革、管財、財政、まちづくり、教育等の関係各課は、それぞれの役割を認識し、本来業務として、公共施設等マネジメントの取り組みにあたります。

また、個別施設計画と本計画における基本方針との調整など、全庁横断的な取り組みが必要であることから、全庁的な推進・調整体制の確立を図ります。

#### (2) 職員の意識改革

公共施設等マネジメントの推進には、職員一人一人がマネジメント導入の意義を理解し、問題意識を持って取り組むことが必要です。

今後、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが求められることから、研修会等の開催を通じて、職員の意識啓発に努め、公共施設等マネジメントの視点からの公共建築物のあり方の共通認識やコスト意識の向上を図ります。

#### (3) 公共建築物の適正な評価と優先順位の明確化

中長期的な視点から策定した各種計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができます。効果的、効率的なマネジメントを実施していくためには、公共建築物の適正な評価を行い、優先順位を定めた上で進めていきます。

#### (4) 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、公共建築物カルテ等の基本データを定期的に更新していく中で、公共建築物の総量縮減の進捗状況について確認します。同時に、具体的な取り組みの推進状況について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、PDCA サイクルを回し、本計画のスパイラルアップ(※7)を図ります。

また、施設所管課による施設分類ごとの個別施設計画の策定、個別事業計画の立案等を検討していきます。

また、道路、橋りょう、公園、上下水道等のインフラ資産については、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

※7 スパイラルアップ：PDCA サイクル「P (Plan：計画)」「D (Do：実施)」「C (Check：評価)」「A (Act：処置)」において、最後の A (Act：処置) での改善内容を P (Plan：計画) に反映させることによって、管理マネジメントを継続的に向上させること。

#### (5) 市民との情報共有、合意形成

市民と行政の共通認識や相互理解の形成など、市民協働の推進に向けた環境整備は、本計画を推進する上で必要不可欠なものです。

公共施設等マネジメントに関する情報は、市ホームページや広報すそのへの掲載等により、積極的に市民に公開・提供し、必要に応じて説明会や出前講座等を開催し、市民との情報共有、合意形成を図ります。